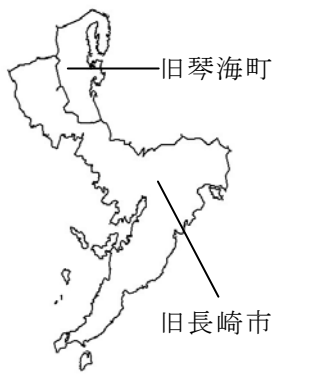


長崎市(長崎県)

(2006年5月19日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月4日	合併の方式：新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入	 <p style="text-align: center;">旧琴海町 旧長崎市</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：470,135人(高齢化率 ⁽²⁾ 19.5%)	面積 ⁽³⁾ ：406.35k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：51人(法定上限46人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：3,370人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：199,555,000千円		
うち、地方税49,333,150千円、地方交付税33,190,000千円		
合併特例債発行予定額 約2,380百万円／同限度額7,180百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業2.8%、第二次産業21.9%、第三次産業75.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。先に合併した6町に係る特例定数6人を含む。 (5)：2003年度「市町村別決算状況調」による数値。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧長崎市	457,486人	19.5%	338.72k m ²	44人	2,948人	0.55	92.7%
旧琴海町	12,649人	18.8%	67.63k m ²	18人	72人	0.37	86.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。旧長崎市の数字は、2005年1月4日に合併した6町分を含まず。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、⑥行政改革></p> <p style="margin-left: 20px;">地方分権時代に対応した行財政基盤の強化、日常生活圏との整合性の確保及び住民福祉の向上が必要であるため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p style="margin-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="margin-left: 40px;">別個の法人格を持つ地方自治体が合併するに当たり、それぞれの住民の理解が必要不可欠であり、また、住民サービスに関わる事務事業の調整が重要であるため。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、③住民></p> <p style="margin-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="margin-left: 40px;">長崎市と琴海町の合併については、任意合併協議会までは、他の自治体とともに合併協議を行っていたが、琴海町が離脱し、他の自治体との法定合併協議会を設置したが解散し、その後、長崎市へ合併を申し入れる形となった。そのような状況の中、首長にあっては、鋭意、合併の必要性について住民説明会等を行い、住民にあっては、合併についての住民の意思を問う住民投票条例制定の請求を行うなど、住民の意思を確認するための活動を行った。</p>

<基本項目①「合併の方式」の決定理由> 人口規模及び財政規模に大きな差があるため。		新設・ 編入		
<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 合併特例法に基づく財政支援措置を受けるための期限を念頭に、合併に係る法的手続きに要する期間及び合併に伴う事務事業の調整等に要する期間を考慮して決定した。		2006年1月4日合併		
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：編入合併であるため、特に協議を行っていない。 選定理由：編入合併であるため、編入する市の名称となった。		公募有・ 無		
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 編入合併であるため、編入する市の事務所の位置となった。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。		既存施設 ・新規建設		
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画 (計画の対象： 全市 or 編入された区域)				
計画の期間：10ヶ年 理由 計画策定の趣旨、計画の構成、財政支援措置の期間(10年)等を総合的に勘案し、計画の期間を設定した。				
<策定に当たっての工夫> 先に合併した長崎市と6町の市町村建設計画を踏まえ、策定した。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 掲載事業を選定するに当たり、編入される琴海町の重点事業、編入される琴海町と編入する長崎市とを連携させる事業及び合併後の新市の中核的機能を持つ施設で、合併後の新市の一体化に資する事業を選定した。 また、ハード面からの整備だけでなく、ソフト面にも配慮した。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 編入される琴海町の総合計画を継承するとともに、編入する長崎市の第3次総合計画及び先に合併した長崎市と6町の市町村建設計画を踏まえて策定した。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	198,941	208,428	204,350	194,195
地方税	49,733(25.0)	51,893(24.9)	48,300(23.6)	44,945(23.1)
地方交付税	35,693(17.9)	41,983(20.1)	44,873(22.0)	43,104(22.2)
歳出合計	197,933	208,428	204,350	194,195
人件費	33,119(16.7)	36,591(17.6)	35,099(17.2)	32,829(16.9)
(参考:一般職員数)	(3,020人)	(3,568人)	(3,399人)	(3,237人)
公債費	25,796(13.0)	26,957(12.9)	27,549(13.5)	20,233(10.4)
普通建設事業費	24,572(12.4)	18,461(8.9)	15,405(7.5)	15,730(8.1)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ。2005年1月4日に合併した6町分を含まず。

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
<p>先に合併した長崎市と6町のうち、長崎市と1町の全域で1つの都市計画区域を設定していたほか、2町がそれぞれの全域で都市計画区域を設定し、1町がその一部の区域で都市計画区域を設定していた。残りの2町は、都市計画区域の設定はなかった。また、用途地域を設定していたのは、長崎市と1町で設定していた都市計画区域のみであった。今回合併した琴海町については、その一部の区域で都市計画区域を設定していたが、用途地域の設定はなかった。</p> <p>合併後の都市計画区域及び用途地域の新たな設定、変更等については、先に合併した6町の区域も含め、新市の全体的な観点から検討を行う予定である。</p>	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全3号。配布方法：全戸配布） ・ 住民説明会の開催（延べ6回開催、延べ1,300人参加）※旧琴海町のみ ・ HPの開設（2005年1月開設、随時更新、アクセス数約11,000回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併協議会助成交付金 1自治体当たり200万円。	
(13) 外部コンサルタントへの委託：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託費	千円
委託内容	

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数51人) ※先に合併した6町に係る特例定数を含む ・ 在任特例 (在任期間 年 ヶ月)) ・ 無
その理由	編入合併される地域の意見を市政に反映させるため、議員特例を適用するが、合併の趣旨である行財政の効率化等の観点から、定数特例を適用した。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008年7月19日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	編入される琴海町の区域において、合併後の農業委員会活動が円滑に行われるため。編入合併であるため、編入する長崎市の農業委員会の委員の残任期間となる。
(3) 三役	
旧長崎市	編入合併であるため、異動なし。
旧琴海町	町長、助役、収入役は失職。
(4) 一般職	
定員管理	2005年度中に行政改革大綱を改定し、公表することとしており、行政改革大綱の中で、その目標数を設定する。

給与の調整	<p><給料表の統一>編入合併する長崎市の給料表を適用するが、給料月額 は合併前と同額（同額がない場合は直近上位の額）とし、給料の格差の 調整は2006年度以降に格差の4分の1（24月限度）を調整する。</p>	
役職の調整	<p>編入合併される琴海町の課長は長崎市の係長級の職員とし、その他の 係長級以上の職員は、在職年数を考慮し、係長級の職員又は一般職員と する。</p>	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧長崎市	従前どおり（17支所（先の合併により設置した6支所を含む。）・9事務 所（先の合併により設置した5事務所を含む。））	
旧琴海町	旧町役場を支所とし、従前の1支所は、支所の内部組織とした。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・無	
その理由	合併後の新市の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映 できるよう設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市・町民税法人 税割	旧長崎市 14.7% 旧琴海町 12.3%	2010年4月1日から14.7%に統一。
都市計画税	旧長崎市 0.3% 旧琴海町 課税なし	旧長崎市の制度を適用するが、旧琴海町 に市街化区域がないため、課税されない。
事業所税	旧長崎市のみ課税	旧長崎市の制度を適用するが、旧琴 海町の区域においては、2010年3月31 日まで課税免除。
(9) 上下水道使用料（調整方針：不均一料金とする）		
上水道料金	長崎市の制度に統一するが、住民負担の激変緩和を図るため、合併年度及び これに続く5年度に限り、不均一料金とし、段階的に調整する。	
下水道料金	長崎市の制度に統一するが、住民負担の激変緩和を図るため、合併年度及び これに続く5年度に限り、不均一料金とし、段階的に調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：原則として旧長崎市の制度に統一するが、旧琴海 町の住民負担への影響が大きいものについては、激変緩和措置を講じる。）		
例外措置	旧琴海町の使用料が無料の場合又は旧琴海町の使用料と旧長崎市の使 用料に大きな差がある場合は、合併年度及びこれに続く4年度に限り、 旧琴海町の町民は無料又は現行の使用料とする。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：原則として旧長崎市の制度に統一するが、国民健 康保険税については、合併年度に限り、現行どおりの課税を行う。）		
賦課徴収方法	旧長崎市 保険税方式・3方式 旧琴海町 保険税方式・4方式	2006年4月1日から保険税方式・3 方式に統一。
所得割	旧長崎市 8.2% 旧琴海町 6.5%	合併年度に限り、現行どおりの課税と し、2006年4月1日から8.2%に統一。

資産割	旧長崎市 なし 旧琴海町 30.0%	合併年度に限り、現行どおりの課税とし、2006年4月1日から資産割なし。
均等割	旧長崎市 26,600円 旧琴海町 26,000円	合併年度に限り、現行どおりの課税とし、2006年4月1日から26,600円に統一。
平等割	旧長崎市 20,800円 旧琴海町 28,000円	合併年度に限り、現行どおりの課税とし、2006年4月1日から20,800円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：原則として旧長崎市の制度に統一する。）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧長崎市 3,379円 旧琴海町 3,660円	介護保険料については、合併年度に限り、不均一賦課を行う。（2006年4月1日から保険料を一本化する。）
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	編入合併する長崎市のシステムに統合した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	編入合併される琴海町の町名・字名については、琴海町の意向を尊重し、長崎市の町名と紛らわしくないようにした。（基本的には、琴海町の大字名を基に、合併後の新町名とした。）	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：3,173百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2009年度頃) ※合併に伴う策定ではなく、合併前の長崎市において策定した基本構想の計画期間が満了するのにあわせ、改定するもの。
総合計画	策定作業中（具体的に：合併前に策定した長崎市第三次総合計画の後期基本計画の策定作業を行っており、合併後の全市的な観点から作業を行っている。）
(3) 合併による効果	
＜④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開＞ 広域的な視点に立った体系的な道路整備、上下水道などの都市基盤の整備により、計画的かつ効率的なまちづくりを実施することができる。	
＜①住民の利便性の向上＞ 長崎市が中核市であることから、編入合併する琴海町の地区においては、福祉・保健・都市計画業務に関する手続きについては、市として自ら処理できるようになり、行政サービスが迅速化される。	
＜⑤行財政の効率化＞ 合併に伴い、行政における重複した組織を減らし、組織の簡素化を図ることにより、事務量に見合った職員とすることが可能となるため、人件費等を削減することができる。	

(4) 合併による問題点と解決策

<⑧編入合併される琴海町の地区の住民の声が届きにくくなる。>

編入合併される琴海町の住民の声を市政に反映させるため、合併特例法に基づく議員特例（定数特例）を採用するとともに、よりきめ細やかに住民の声を市政に反映させるため、琴海町の地区に地域審議会を設置した。

<①住民の利便性の向上>

編入合併される琴海町の役場を支所として設置し、窓口事務等について、住民サービスの低下を来すことがないよう配慮した。

<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開>

それぞれの地域において、歴史的背景などにより培われた独自の文化を育むため、市民に対する文化・教育環境の整備や地域組織の支援などを充実していく。

(5) 残された課題

特になし。